

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

電 気 興 業 株 式 会 社

代表取締役社長 松 澤 幹 夫

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時35分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第88期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第3号議案 退任取締役役に退職慰労金贈呈の件

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する委任状を株主ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください（代理人は、本株主総会において議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。）。

（お知らせ）

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<http://www.denkikogyo.co.jp/>) にて、お知らせいたします。

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済対策への期待感から円高是正・株価上昇を背景として企業の景況感は改善傾向にあり、企業業績・設備投資も持ち直しの傾向にある等、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の金融緩和縮小による影響及び中国やその他新興国経済の成長鈍化等の懸念要因もみられることから、海外景気の下振れが、わが国景気を下押しするリスクとなっております。

当社グループの関係しております電気通信関連業界におきましては、移动通信関連分野ではLTEサービスの拡充や新周波数割当に伴うアンテナ需要が増加しております。一方、固定無線関連分野においては、防災行政無線や消防救急無線需要が発生しております。また、放送関連分野ではV-Highマルチメディア放送の基地局需要が継続しております。その他分野では、太陽光発電設備の建設工事需要が業績に寄与しております。高周波応用機器業界におきましては、主要顧客である日系自動車メーカーの海外生産拡大に伴って、設備投資需要が堅調に推移しております。また、電気通信部門における移动通信アンテナの量産と高周波部門における東南アジア市場での現地生産への対応を目的として、平成25年9月にタイにおいて新たに子会社を設立し、海外生産拠点の拡充を図っております。なお、電気通信関連業界・高周波応用機器業界ともに価格競争が激化していることから、受注を巡る環境は厳しいものとなっております。

また、その他事業として、愛知県刈谷市の自社保有地において太陽光発電所を建設し、売電事業を開始いたしました。

このような情勢の中で、当社グループはコーポレートガバナンスをより一層推進するために、企業行動憲章を遵守し、内部統制制度の充実と定着を図り、企業の社会的責任を果たした上で、業務改善活動を積極的に進め、業績向上に努めてまいりました。

その結果、受注高は、前年同期比0.5%増の489億8千3百万円となり、売上高につきましては、前年同期比18.7%増の485億4百万円となりました。

利益の面では、営業利益は42億9千7百万円で前年同期比28億8千7百万円の増益、経常利益は44億6千7百万円で前年同期比28億9千4百万円の増益となり、当期純利益につきましては、厚生年金基金制度における代行部分（過去分）に係る返上益を特別利益として57億6千7百万円計上したこと等から、62億1千6百万円で前年同期比47億1千9百万円の増益となりました。

次にセグメントごとの概況についてご説明申し上げます。

〔電気通信関連事業〕

当事業では、移動通信関連分野においては、スマートフォンの普及に伴う通信量の増加に対応するため、移動通信事業者による基地局投資がLTEを中心に行われております。つながりやすさと通信速度の向上を目指し、LTEサービスにおいて複数の周波数が使用されるようになったことに加え、一昨年に新たに割り当てられた700MHz帯についても将来的にLTEでの使用が予定されていることから、複数の周波数に対応可能な多周波共用アンテナの需要が増加いたしました。一方、鉄塔・工事については、LTE化投資が既存基地局を中心に行われ、新設の鉄塔数が減少したことから、需要は低水準での推移となりました。固定無線関連分野においては、各自治体における防災体制強化とデジタル化の動きに伴って、防災行政無線の需要が発生しております。また、消防救急無線に関しては、平成28年5月末までにデジタル化の完了が予定されていることから、積極的な受注活動を展開すると共に、受注案件が設計段階から施工段階へとシフトするのに伴い、業績にも寄与し始めております。放送関連分野においては、携帯端末向けV-Highマルチメディア放送のエリア拡大に伴う基地局需要が引き続き発生しておりますが、案件規模は小型化の傾向にあります。その他には、昨年度から新規事業として取り組んでおりましたラジオ送信所の敷地を活用した太陽光発電設備の建設案件が順調に進捗し、当連結会計年度の業績に寄与しております。そのため、太陽光発電設備の設計・施工から導入後の運用までを含めた一貫サポート体制の強化に向けて、愛知県刈谷市の自社保有地において太陽光発電所を建設し、稼働を開始いたしました。なお、いずれの分野においても価格競争の激化により、受注環境は厳しさを増しております。このような環境のもと、当事業分野では企画・提案型営業の推進による新たな需要の創出に向けて邁進すると共に、価格競争力の向上を目指した原価低減の徹底に取り組んでまいりました。

その結果、受注高は、前年同期比1.6%増の399億5百万円、売上高は前年同期比19.5%増の382億1千万円となりました。

〔高周波関連事業〕

当事業では、主要顧客である自動車関連業界において、エコカー補助金終了に伴う反動減により国内生産台数は前年を下回る水準で推移しておりましたが、平成25年9月以降は対前年比で増加に転じております。一方、設備投資につきましては海外生産の拡大に伴って回復傾向が継続しております。当事業の主力であります高周波誘導加熱装置については、海外向けの需要を中心に堅調な推移となりました。また、熱処理受託加工については、エコカー補助金終了に伴う反動減の影響はありましたが、国内生産台数の回復に伴い概ね順調に推移いたしました。このような事業環境のもと、当事業分野といたしましては、新規ユーザーの開拓に加え、設計・生産方式の見直しによる利益の確保に取り組んでまいりました。

その結果、受注高は、前年同期比4.1%減の90億7千8百万円、売上高は前年同期比15.2%増の102億5千2百万円となりました。

〔その他事業〕

当事業は、土地・事務所等の子会社等への賃貸を行う設備貸付事業及び売電事業であります。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中国やその他新興国での経済成長の鈍化が懸念されるものの、米国に続き欧州の景気も持ち直しの動きがみられることから、世界経済は緩やかな回復が続くものと想定されます。また、わが国経済についても、消費税率引き上げ後の一時的な反動減はあるものの、次第にその影響が薄れ、緩やかに回復していくことが期待されます。当社グループを取り巻く環境としては、移動通信関連分野においては、移動通信基地局の鉄塔・工事需要の減少が続くと予想されることから、LTEに対応した多周波共用アンテナ需要の獲得に注力いたします。固定無線関連分野では防災行政無線の需要獲得に加え、デジタル化への移行が急ピッチで進められる消防救急無線の売上拡大を図ってまいります。また、放送関連分野についてはV-Highマルチメディア放送の需要が継続いたしますが、基地局案件規模の小型化と案件数の減少が予想されることから、V-Low帯の新たな活用需要等の取り込みを図ってまいります。高周波関連事業においては、日系自動車関連メーカーの海外生産シフトに対応して、海外拠点との連携強化を図ると共に、自動車関連以外の分野への需要拡大も進めてまいります。

このような見通しのもとで、当社グループは、部門間・グループ間の連携強化を図り、情報収集力の強化と積極的な提案営業を強力に推進することで、成長の実現に向け一丸となり努めてまいります。さらに、設計・計画段階から原価低減を強力に意識し、同時に資格取得の強化とマルチスキル化の推進により業務の効率化を目指します。また、将来想定される需要を確実に受注に結びつけるために、研究開発をより一層強化し、併せて安全・品質管理の徹底によって顧客の信頼向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、約12億6千7百万円であり、このうち主なものは、太陽光発電設備の取得、及び老朽化した設備、測定器の更新であります。

- (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(6) 事業区分別の受注高・売上高の推移

(単位：百万円)

区分	事業区分	第 85 期 平成22年度	第 86 期 平成23年度	第 87 期 平成24年度	第 88 期 (当連結会計年度) 平成25年度	
受注高	電気通信関連事業	30,627	28,297	39,283	39,905	
	高周波関連事業	8,028	8,698	9,467	9,078	
	その他事業	—	—	—	—	
	合 計	38,655	36,996	48,751	48,983	
売上高	電気通信 関連事業	(工事高)	22,066	15,925	18,086	20,901
		(売上高)	14,780	11,974	13,883	17,309
		計	36,847	27,900	31,969	38,210
	高周波関連事業	(売上高)	7,798	8,134	8,896	10,252
		(賃貸収入)	21	3	3	3
	その他事業	(売電収入)	—	—	—	36
		計	21	3	3	40
		合 計	44,667	36,038	40,869	48,504

- (注) 1. 連結損益計算書(23頁)の完成工事高は電気通信関連事業の工事高を、製品売上高は電気通信関連事業及び高周波関連事業の売上高の合計を、また、その他の事業売上高にはその他事業の賃貸収入及び売電収入を表示しております。
2. 前連結会計年度において、「設備貸付事業」と表示していた事業区分を、当連結会計年度より売電収入を合わせて「その他事業」として表示しております。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 85 期 平成22年度	第 86 期 平成23年度	第 87 期 平成24年度	第 88 期 (当連結会計年度) 平成25年度
売 上 高 (百万円)	44,667	36,038	40,869	48,504
経 常 利 益 (百万円)	2,793	1,550	1,572	4,467
当 期 純 利 益 (百万円)	1,130	1,869	1,496	6,216
1 株当たり当期純利益 (円)	16.59	27.97	22.75	96.25
総 資 産 (百万円)	59,811	57,658	67,570	65,661
純 資 産 (百万円)	36,452	37,315	38,753	43,553

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 85 期 平成22年度	第 86 期 平成23年度	第 87 期 平成24年度	第 88 期 (当期) 平成25年度
売 上 高 (百万円)	38,863	30,259	32,692	38,513
経 常 利 益 (百万円)	2,076	1,050	1,500	3,287
当 期 純 利 益 (百万円)	1,211	1,044	1,002	3,681
1 株当たり当期純利益 (円)	17.77	15.63	15.24	57.00
総 資 産 (百万円)	47,813	45,923	53,328	52,594
純 資 産 (百万円)	31,722	31,815	32,639	35,000

(8) 主要な事業内容

電気通信関連事業

極超短波、超短波、短波、中波、長波等各種アンテナの設計、製作、建設、販売
鉄塔、反射板の設計、製作、建設、販売
共聴（CATV）機器の設計、製作、販売及び同システムの設計、施工
各種民生無線機器の設計、製作、販売

高周波関連事業

高周波誘導加熱装置、半導体製造プラズマ発生用高周波電源装置、核融合プラズマ加熱用高周波電源装置の設計、製作、販売
高周波加速器用電源装置の設計、製作、販売
各種真空炉の設計、製作、販売
高周波熱処理受託加工

その他事業

電気通信関連事業及び高周波関連事業に関する設備等の賃貸
太陽光発電による売電事業

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社電興製作所	92百万円	100%	金属加工、機械加工、及び各種アンテナ・電気通信機器の製作加工
株式会社デンコー	70百万円	100%	鉄塔等鉄鋼工作物の製作販売・各種鍍金加工
デンコーテクノヒート株式会社	70百万円	100%	高周波熱処理受託加工
株式会社ディーケーシー	20百万円	100%	電気通信施設の建設
フコク電興株式会社	17百万円	100%	有線・無線通信設備の設計、施工
高周波工業株式会社	10百万円	100%	高周波誘導加熱装置の設計及び製作、並びに高周波熱処理受託加工

(注) 当連結会計年度末時点において当社の連結子会社は、上記の6社を含め7社であります。

(10) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 支 店	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
	本 社	東 京 都 千 代 田 区	名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
	北 海 道 支 店	北 海 道 札 幌 市	大 阪 支 店	大 阪 府 吹 田 市
	仙 台 支 店	宮 城 県 仙 台 市	中 四 国 支 店	広 島 県 広 島 市
	東 京 支 店	埼 玉 県 ふ じ み 野 市	西 部 支 店	福 岡 県 福 岡 市

工 場	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
	川 越 事 業 所	埼 玉 県 ふ じ み 野 市	鹿 沼 工 場	栃 木 県 鹿 沼 市
	川 越 工 場	埼 玉 県 川 越 市	厚 木 工 場	神 奈 川 県 愛 甲 郡 愛 川 町

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 電 興 製 作 所	栃 木 県 鹿 沼 市
株 式 会 社 デ ン コ ー	埼 玉 県 川 越 市
デ ン コ ー テ ク ノ ヒ ー ト 株 式 会 社	愛 知 県 刈 谷 市
株 式 会 社 デ ィ ー ケ ー シ ー	埼 玉 県 ふ じ み 野 市
フ コ ク 電 興 株 式 会 社	福 岡 県 福 岡 市
高 周 波 工 業 株 式 会 社	神 奈 川 県 愛 甲 郡 愛 川 町

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	906 名	7 名
女 性	158	8
計	1,064	15

② 当社の従業員数

区 分	従 業 員 数	前期末比増減(△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	429 名	△5 名	44.8 才	16.9 年
女 性	71	△2	37.3	16.0
計又は平均	500	△7	43.8	16.8

(12) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	570 百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	50
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	50

(13) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 280,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 70,424,226株
- (3) 株主数 9,636名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,864	10.68
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE	2,325	3.62
日本生命保険相互会社	2,280	3.55
三井住友信託銀行株式会社	2,061	3.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,800	2.80
株式会社三井住友銀行	1,760	2.74
第一生命保険株式会社	1,750	2.72
電気興業取引先持株会	1,447	2.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,415	2.20
エバークリー	1,335	2.08

(注) 1. 当社は、自己株式6,134千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 自己株式には、「従業員持株会連携型ESOP」の導入に伴い株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）が保有する当社株式638千株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、平成25年11月8日の当社取締役会決議に基づき、平成25年11月11日に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、1,645千株の自己株式を総額1,014,965千円で取得いたしました。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
	代表取締役社長	松	澤 幹 夫	
	代表取締役副社長	藤	咲 孝	営業企画統括部長兼電気通信営業統括部長、関連部、支店統括部、技術開発統括部、機器統括部、施設統括部、高周波統括部担当
	代表取締役専務執行役員	笠	井 克 昭	人事部長兼経営企画部長兼総務部長兼経理部長、秘書室、情報システム部、安全品質管理部担当
	取締役執行役員	山	口 雅 巳	施設統括部長、株式会社ディーケーシー代表取締役社長
	取締役執行役員	野	中 和 徳	技術開発統括部長
	取締役執行役員	長	谷川 篤 司	高周波工業株式会社代表取締役社長
	取締役執行役員	牧	野 敏 和	高周波統括部長
※	取締役執行役員	下	田 剛	機器統括部長
	取締役相談役	進	藤 秀 一	
	取締	役	太 田 洋	パートナー弁護士（西村あさひ法律事務所）、日本化薬株式会社社外監査役、光陽ホールディングス株式会社社外監査役、東京大学大学院法学政治学研究科教授、公益財団法人ロッテ財団評議員
	常勤監査役	森	吉 光	
	常勤監査役	安	齋 英 明	東部ネットワーク株式会社社外監査役、古藤工業株式会社社外監査役
	監査役	大	西 正 利	
	監査役	小	林 祥 二	弁護士（岩瀬法律事務所）

- (注) 1. 取締役太田 洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
2. 常勤監査役安齋英明氏及び監査役小林祥二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
3. ※は、平成25年6月27日開催の第87回定時株主総会において新たに選任された取締役であります。
4. 監査役小林祥二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成25年6月27日開催の取締役会において、代表取締役社長進藤秀一氏は、代表取締役社長を退任し取締役相談役に、代表取締役会長萩原梓郎氏は、代表取締役会長兼社長に選定され、それぞれ就任いたしました。なお、萩原梓郎氏は、平成25年10月31日付で辞任により代表取締役会長兼社長を退任いたしました。また、平成25年10月4日開催の取締役会において、代表取締役副会長松澤幹夫氏は代表取締役社長に、取締役専務執行役員藤咲 孝氏は代表取締役副社長に、取締役常務執行役員笠井克昭氏は代表取締役専務執行役員に新たに選定され、平成25年11月1日付でそれぞれ就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役		監 査 役		計	
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
名	百万円	名	百万円	名	百万円
12	393	4	57	16	451

- (注) 1. 上記の報酬等の額には当事業年度に計上した役員賞与引当金の繰入額125百万円（取締役10名に対し116百万円、監査役4名に対し9百万円）及び役員退職慰労引当金の繰入額73百万円（取締役11名に対し67百万円、監査役4名に対し5百万円）が含まれております。
2. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記には、平成25年6月27日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、平成25年10月31日付で辞任により退任した取締役1名を含んでおります。
4. 期末現在の人員は、取締役10名、監査役4名であり、期中の異動は次のとおりであります。
- 就 任 取締役 1名
退 任 取締役 2名
5. 上記のうち、社外役員3名（社外取締役1名及び社外監査役2名）に対する報酬の総額は37百万円であります。
6. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額5億円以内」（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。
7. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会において「年額8,000万円以内」と決議されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役太田 洋氏は、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士、日本化薬株式会社社外監査役、光陽ホールディングス株式会社社外監査役、東京大学大学院法学政治学研究科教授及び公益財団法人ロッテ財団評議員であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

社外監査役安齋英明氏は、東部ネットワーク株式会社社外監査役及び古藤工業株式会社社外監査役であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

社外監査役小林祥二氏が所属する岩瀬法律事務所と当社とは顧問契約を締結しております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

平成25年度の取締役会には、取締役太田 洋氏は18回中11回、監査役安齋英明氏は18回中17回、監査役小林祥二氏は18回中15回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。

平成25年度の監査役会には、監査役安齋英明氏は14回の全てに、監査役小林祥二氏は14回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約の概要

当社は、社外役員の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外役員に善意且つ重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。

IV. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 32百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の不再任を妥当と判断した場合、会計監査人の不再任を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章を制定し、周知徹底を図り、法令、定款その他の社内規程及び社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。

コンプライアンス上の問題点を審議するための機関として、コンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進のため、役員を始め、全使用人の意識の高揚啓発を行うものとする。

内部通報制度を整備し、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等に違反したことが判明した場合の対応措置を構築する。

コンプライアンス委員会は、法令・定款等の違反行為があった場合には、当該行為を直ちに中止させると共に、再発防止のための対策を講じる。

監査担当部門が内部監査規程に基づき、内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務執行が、適法且つ適正に行われているかどうかを監査するものとし、その結果をコンプライアンス委員会、社長及び監査役に報告すると共に、取締役会に報告を行うこととする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令のほか、別に定める社内規程により、適切に保存・管理されるものとする。

コンプライアンス委員会、取締役又は監査役は、いつでも取締役の職務執行に係る情報を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的に危機管理を推進するため、想定されるリスクを各部門において業務内容に応じて景気変動・製品の品質・安全管理・法令違反などに分類し、リスク軽減に向け適切に対応していくこととする。

各部門は、必要に応じてリスク管理に関するマニュアルの作成・配布を行うこととし、適宜必要に応じてそれらの見直し、整備を行う。万一、損失が発生した場合又は発生が予見される場合は、各部門の長は、直ちに担当取締役を通して取締役会に状況を報告し、担当取締役を総括責任者として関係部門による原因・対策会議を開催の上、同会議において協議を行い、その経過並びに結果を取締役に報告するものとする。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会は、当社の経営理念のもと、毎年策定される中期経営計画や経営重点方針及びそれに従って各部門において作成される方針管理に基づき、それらに明記された目標の達成のために活動する。

取締役会の意思決定に関しては、毎月1回取締役会を招集し十分議論した上で意思決定をするものとするほか、社内規程に則り、重要な経営方針及び経営計画等については、事前に常務会を開催し、取締役会に付議される事項その他を十分に審議することとする。

また、適宜職務権限、分掌規程の策定、見直しを行うことにより、業務執行を効率的に行うことのできる体制を整える。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社における内部管理体制の強化を図るため、グループ各社において開催される重要な会議への出席等を通じ、相互連絡、協議、情報の共有化、指示、伝達等を適正に行うことにより、関連規程のもと、連携体制を構築していくものとする。

特に、リスク管理及びコンプライアンス体制については、グループ共通の課題としてとらえる。

取締役、グループ各社社長は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社は、グループ各社の財務報告に関し、有効且つ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を図ることにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき専属の使用人については、必要の都度監査役会が、取締役との協議の上、決定することとする。

監査役から監査業務を補助するよう指示をされた使用人は、取締役等からの指示命令を受けないものとし、その異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行われることとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令に定められたもののほか、会社に重大な影響を及ぼす事項、その他監査役が監査役監査基準に従い、監査を行う上で必要な情報等の提供を各監査役の要請に応じて事前に監査役会に報告するものとする。

重要な稟議書に関しては、監査役に対しても回付を行うことにより、報告をすることとする。

監査役は、上記監査役監査基準に従い、必要の都度取締役と面談をし、また内部監査部門及び監査法人と定期的に意見交換を行うものとする。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項やコンプライアンスに係る事項を発見したときは、取締役及び使用人は、速やかに監査役に報告を行うものとする。

(8) 反社会的勢力排除のための体制

反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に則り毅然とした態度で臨み、行動することとする。

また、反社会的勢力に関する対応統括部署を定め、情報の収集・管理を行い、警察、暴力団追放団体及び弁護士等の外部専門機関との連携を図りながら反社会的勢力を排除する体制の整備・強化に取り組むこととする。

VI. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、当社株式に係る大規模な買付行為を行おうとする者が現れた場合、かかる買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大量の株式の買付行為の中には、会社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値の源泉及びかかる源泉の中長期的な観点からの維持・強化の重要性についての認識を共有しない場合には、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化を妨げるような結果が生じるばかりでなく、様々なステークホルダーの方々の信頼関係を含む有形無形の会社の経営資源が毀損されることになりかねないものと考えております。

上記の観点から、当社は、平成21年5月15日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を一部変更した上で継続すること（以下「旧プラン」といいます。）を決議し、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、当社の企業価値の源泉が長期的に見て毀損されるおそれがある場合など、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしているところです。

なお、旧プランは、平成24年6月30日をもって有効期間の満了を迎えたことから、当社は、同年5月14日開催の当社取締役会において、旧プランに所要の変更を行った上で（以下変更後のプランを「本プラン」といいます。）、同年7月1日より継続することを決議し、同年6月28日開催の当社第86回定時株主総会においてご承認を得ております。本プランの概要につきましては、以下(3)記載の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」をご覧ください。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業は、電気通信関連事業及び高周波関連事業から成り立っております。

電気通信関連事業におきましては、電気通信関連業界の中で、通信用、放送用各種アンテナ・鉄塔の設計、製作及びその建方工事を主に行っております。

高周波関連事業におきましては、高周波応用機器業界に属し、高周波による誘導加熱装置の設計、製作と加熱装置を利用した焼入受託加工を行っております。

当社は、昭和25年の創業以来一貫して、得意先各位に満足いただけるような製品の提供をすることをモットーに、経営理念に「時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きの企業たることを期す」を掲げ、同じく「優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する」ことを実現すべく、常に業界での最高水準の技術を維持していくことを目標の一つとして、たゆまぬ努力をしております。

このことが今日、当社グループが業界、とりわけ取引先から絶大の信頼と支持をいただいている所以だと確信しております。

また、中長期的には、柱としております移動通信関連、固定無線関連、放送関連、高周波関連を中心にその周辺分野への事業拡大を視野に入れ、適宜設備投資を行うことを図りながら、経営資源を投入し、企業価値の増大に努めてまいりたいと考えております。

そして、当社グループが継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、当社グループ発展のために必要不可欠な得意先をはじめとするステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことがきわめて重要であるとと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、大規模買付行為（以下に定義されます。）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（以下に定義されます。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買取提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様との共同の利益の最大化を目的としております。当社は、①当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、②当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合と

の合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、及び③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者に対して、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること及び当社取締役会が大規模買付行為を評価し、意見形成、代替案立案、交渉を行うための期間を設定することを要請するルールを設定しました。このルールが遵守されない場合等には、株主の皆様のご共同の利益を保護する目的で、対抗措置を発動することがあります。当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものといたしますが、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置が用いられることもあります。

なお、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置しております。企業価値委員会は、大規模買付行為を行おうとする者から提供された買付説明書をはじめとする買付内容等の検討に必要な諸情報を検討した上、当社取締役会に対し、本プランに基づく対抗措置の発動の適否を勧告いたします。

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動、不発動又は中止の決議を行うものといたします。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見その他適切と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様にご開示いたします。

なお、本プランの詳細については当社ウェブサイト(<http://www.denkikogyo.co.jp/ir/ir/pdf/2012/baisyuu120514.pdf>)に掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(4) 上記(2)及び(3)の取組みについての当社取締役会の判断及び理由

上記(2)及び(3)に記載したとおり、本プランは、当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的に継続されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うものであります。

また、本プランの継続については株主総会において承認が得られていること、対抗措置の発動に際しては企業価値委員会の勧告が最大限尊重されることとされており、取締役会の判断の公正性が担保されるべき措置が採られていること、有効期間が平成27年6月30日までとされており、当社の株主総会決議又は取締役会決議によりいつでも廃止することができるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(注) 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて、また比率は、四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	50,612	流動負債	15,218
現金預金	25,057	支払手形・工事未払金等	9,988
受取手形・完成工事未収入金等	18,965	短期借入金	570
たな卸資産	5,539	リース債務	36
繰延税金資産	656	未払法人税等	704
その他	404	未成工事受入金	133
貸倒引当金	△11	完成工事補償引当金	141
固定資産	15,049	製品保証引当金	87
有形固定資産	5,984	賞与引当金	610
建物・構築物	9,856	役員賞与引当金	135
機械・運搬具	7,740	工事損失引当金	31
土地	2,146	その他	2,779
リース資産	250	固定負債	6,889
建設仮勘定	24	長期借入金	100
その他	4,963	リース債務	68
減価償却累計額	△18,997	長期前受金	2,216
無形固定資産	217	役員退職慰労引当金	883
投資その他の資産	8,847	退職給付に係る負債	3,565
投資有価証券	5,450	資産除去債務	49
長期貸付金	98	その他	5
長期預金	800	負債合計	22,108
退職給付に係る資産	266	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	675	株主資本	42,596
その他	1,658	資本金	8,774
貸倒引当金	△102	資本剰余金	9,700
資産合計	65,661	利益剰余金	27,102
		自己株式	△2,980
		その他の包括利益累計額	430
		その他有価証券評価差額金	631
		繰延ヘッジ損益	11
		為替換算調整勘定	11
		退職給付に係る調整累計額	△224
		少数株主持分	527
		純資産合計	43,553
		負債純資産合計	65,661

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	20,901	
製品売上高	27,562	
その他の事業売上高	40	48,504
売 上 原 価		
完成工事原価	17,517	
製品売上原価	21,773	
その他の事業売上原価	24	39,315
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	3,383	
製品売上総利益	5,789	
その他の事業総利益	15	9,188
販売費及び一般管理費		4,891
営 業 利 益		4,297
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	117	
その他の	209	326
営 業 外 費 用		
支払利息	13	
その他の	143	156
経 常 利 益		4,467
特 別 利 益		
固定資産売却益	11	
厚生年金基金代行返上益	5,767	
その他の	0	5,778
特 別 損 失		
固定資産売却・除却損	9	
投資有価証券評価損	324	
その他の	12	347
税金等調整前当期純利益		9,898
法人税、住民税及び事業税	831	
法人税等調整額	2,799	3,630
少数株主損益調整前当期純利益		6,268
少数株主利益		52
当 期 純 利 益		6,216

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	8,774	9,700	21,479	△1,990	37,963
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△593		△593
当 期 純 利 益			6,216		6,216
自 己 株 式 の 取 得				△1,040	△1,040
自 己 株 式 の 処 分		0		49	50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	0	5,622	△990	4,632
当 期 末 残 高	8,774	9,700	27,102	△2,980	42,596

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算勘定	退職給付 に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	377	24	△47	－	355	434	38,753
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△593
当 期 純 利 益							6,216
自 己 株 式 の 取 得							△1,040
自 己 株 式 の 処 分							50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	254	△13	58	△224	74	92	167
当 期 変 動 額 合 計	254	△13	58	△224	74	92	4,799
当 期 末 残 高	631	11	11	△224	430	527	43,553

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数……………7社

連結子会社の名称

株式会社デンコー、株式会社ディーケーシー、株式会社電興製作所、フコク電興株式会社、DKKシノタイエンジニアリング株式会社、デンコーテクノヒート株式会社、高周波工業株式会社

②非連結子会社の数……………4社

非連結子会社は、DKK of America, Inc.、DKK (THAILAND) CO., LTD.、電気興業（常州）熱処理設備有限公司、DKK MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. であります。また、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり且つ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DKKシノタイエンジニアリング株式会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ii) デリバティブ……………時価法

(iii) たな卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法

製品……………個別法又は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く。）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備を除く。）については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

なお、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 完成工事補償引当金

完成工事に係る補修費等の費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補修見込額と金額に重要性のある個別案件に対する見積額の合計額を計上しております。

(iii) 製品保証引当金

納入した製品に係る将来の保証費等に備えるため、過去2年間の保証実績に基づいた将来の保証見込額と金額に重要性のある個別案件に対する見積額の合計額を計上しております。

(iv) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(v) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(vi) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失発生の可能性が高く且つその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(vii) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(i) 重要な収益及び費用の計上基準

原則として、売上高の計上は、工事完成基準及び出荷基準を採用しておりますが、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは、当社及び国内連結子会社は原価比例法、在外子会社は契約された作業の物理的な完成割合による方法）を適用しております。

(ii) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(iii) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建予定取引

ヘッジ方針

当社グループでは、海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。為替予約の締結については、稟議決裁を受けた後に行い、以後の契約の実行及び管理は経理担当部門において行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。

ヘッジの有効性評価の方法

為替予約の締結時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(iv) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。但し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として計上しております。

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(v) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度末より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を適用しております。（但し、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）これにより、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が266百万円及び退職給付に係る負債が3,565百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が224百万円減少しております。

(6) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「設備賃貸収入」、「設備賃貸原価」、「設備賃貸総利益」は、当連結会計年度より開始した太陽光発電による売電事業と合わせて「その他の事業売上高」、「その他の事業売上原価」、「その他の事業総利益」に含めて記載しております。

(7) 追加情報

(厚生年金基金の代行返上)

確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）第46項に基づき、当連結会計年度に5,767百万円を特別利益に計上しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

未成工事支出金	390百万円
製品	1,082百万円
仕掛品	2,637百万円
原材料及び貯蔵品	1,429百万円

(2) 保証債務

DKK (THAILAND) CO., LTD. の銀行借入金	12百万円
従業員他の銀行借入金	4百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) その他の事業売上高、その他の事業売上原価、その他の事業総利益は、当社グループの事業区分のうち設備貸付事業並びに売電事業にかかる売上高、売上原価、売上総利益を、それぞれ示しております。

(2) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 1,010百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の数

普通株式	70,424,226株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	593	9.0	平成25年3月31日	平成25年6月28日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	964	15.0	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日

(注) 配当金の総額は、「従業員持株会連携型ESOP」の導入において設定した株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）が保有する当社株式に対する配当金9百万円を含めて記載しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については金融機関からの借入等による方針であります。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。これら営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金預金	25,057	25,057	—
②受取手形・完成工事未収入金等	18,965		
貸倒引当金（※1）	△11		
	18,954	18,954	—
③投資有価証券			
満期保有目的の債券	130	130	0
その他有価証券	4,630	4,630	—
④長期預金	800	796	△3
資産計	49,571	49,568	△2
①支払手形・工事未払金等	9,988	9,988	—
②短期借入金	570	570	—
③長期借入金	100	100	0
④未払法人税等	704	704	—
⑤リース債務	105	101	△3
負債計	11,468	11,465	△3
デリバティブ取引（※2）	17	17	—

(※) 1. 受取手形・完成工事未収入金等に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金預金及び②受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、その他は取引金融機関から提示された価格によっております。

④長期預金

これらの時価については、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき、算定しております。

負 債

①支払手形・工事未払金等、②短期借入金及び④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金及び⑤リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき、算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額690百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産③投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 675.97円

1株当たり当期純利益 96.25円

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。また、1株当たり純資産額の算定における「期末株式数」、1株当たり当期純利益の算定における「期中平均株式数」は、連結計算書類において自己株式として処理している株式会社三井住友銀行(電気興業従業員持株会信託口)が保有する当社株式を控除して算定しております。

連結損益計算書上の当期純利益	6,216百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	6,216百万円
普通株式の期中平均株式数	64,581,341株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	38,618	流 動 負 債	11,988
現 金 預 金	19,002	支 払 手 形	2,883
受 取 手 形	1,660	電 子 記 録 債 務	810
電 子 記 録 債 権	982	工 事 未 払 金	1,915
完 成 工 事 未 収 入 金	6,590	買 掛 金	2,340
売 掛 金	5,800	短 期 借 入 金	230
製 品	1,095	リ ー ス 借 入 債 務	27
未 成 工 事 支 出 金	292	未 払 法 人 税 等	524
仕 掛 品	1,741	未 払 消 費 税	578
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	551	未 成 工 事 受 入 金	0
前 払 費 用	100	完 成 工 事 補 償 引 当 金	128
繰 延 税 金 資 産	395	製 品 保 証 引 当 金	139
そ の 他	413	賞 与 引 当 金	67
貸 倒 引 当 金	△9	役 員 賞 与 引 当 金	362
固 定 資 産	13,976	工 事 損 引 当 金	125
有 形 固 定 資 産	4,891	そ の 他	4
建 物 ・ 構 築 物	8,454	固 定 負 債	5,606
機 械 ・ 運 搬 具	1,408	長 期 借 入 金	100
工 具 器 具 ・ 備 品	4,271	リ ー ス 借 入 債 務	45
土 地	1,772	長 期 前 受 金	2,216
リ ー ス 資 産	197	退 職 給 付 引 当 金	2,359
建 設 仮 勘 定	16	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	833
減 価 償 却 累 計 額	△11,229	資 産 除 去 債 務	49
無 形 固 定 資 産	190	そ の 他	2
投 資 そ の 他 の 資 産	8,894	負 債 合 計	17,594
投 資 有 価 証 券	5,082	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	612	株 主 資 本	34,376
長 期 貸 付 金	97	資 本 金	8,774
長 期 前 払 費 用	34	資 本 剰 余 金	9,700
前 払 年 金 費 用	266	資 本 準 備 金	9,677
長 期 預 金	800	そ の 他 資 本 剰 余 金	22
繰 延 税 金 資 産	513	利 益 剰 余 金	18,882
保 険 積 立 金	1,144	利 益 準 備 金	1,227
そ の 他	434	そ の 他 利 益 剰 余 金	17,655
貸 倒 引 当 金	△93	特 別 償 却 準 備 金	314
資 産 合 計	52,594	配 当 準 備 積 立 金	30
		役 員 退 職 積 立 金	108
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	6
		別 途 積 立 金	9,871
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,324
		自 己 株 式	△2,980
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	624
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	613
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	11
		純 資 産 合 計	35,000
		負 債 純 資 産 合 計	52,594

損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	17,169	
製品売上高	20,853	
その他の事業売上高	489	38,513
売 上 原 価		
完成工事原価	14,580	
製品売上原価	16,839	
その他の事業売上原価	159	31,579
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,588	
製品売上総利益	4,013	
その他の事業総利益	330	6,933
販売費及び一般管理費		3,775
営 業 利 益		3,158
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	133	
その他	145	279
営 業 外 費 用		
支払利息	11	
その他	139	150
経 常 利 益		3,287
特 別 利 益		
固定資産売却益	1	
厚生年金基金代行返上益	3,095	
その他	0	3,097
特 別 損 失		
固定資産除却損	6	
投資有価証券評価損	324	
その他	12	343
税 引 前 当 期 純 利 益		6,040
法人税、住民税及び事業税	571	
法人税等調整額	1,787	2,359
当 期 純 利 益		3,681

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 資 余 金												
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金								利益剰余金計
		資 本 準備金	そ の 他 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金		
					特 別 償 還 準備金	別 却 金	配 当 積 立 金	役 員 退 積 立 金	固 定 資産 積 立 金	定 額 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 積 立 金	越 越 剰 余 金
当期首残高	8,774	9,677	22	9,700	1,227	—	30	108	6		9,471	4,951	15,794
当期変動額													
剰余金の配当												△593	△593
当期純利益												3,681	3,681
特別償還準備金の積立						314						△314	—
別途積立金の積立											400	△400	—
固定資産圧縮積立金の取崩									△0			0	—
自己株式の取得													
自己株式の処分			0	0									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計	—	—	0	0	—	314	—	—	△0	400	2,372	3,087	
当期末残高	8,774	9,677	22	9,700	1,227	314	30	108	6	9,871	7,324	18,882	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
当期首残高	△1,990	32,279	359	0	360		32,639
当期変動額							
剰余金の配当		△593					△593
当期純利益		3,681					3,681
特別償還準備金の積立		—					—
別途積立金の積立		—					—
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
自己株式の取得	△1,040	△1,040					△1,040
自己株式の処分	49	50					50
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			253	10	264		264
当期変動額合計	△990	2,097	253	10	264		2,361
当期末残高	△2,980	34,376	613	11	624		35,000

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法
製品……………個別法又は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備を除く。）については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る補修費等の費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補修見込額と金額に重要性のある個別案件に対する見積額の合計額を計上しております。

③製品保証引当金

納入した製品に係る将来の保証費等に備えるため、過去2年間の保証実績に基づいた将来の保証見込額と金額に重要性のある個別案件に対する見積額の合計額を計上しております。

④賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑥工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末における未引渡工事のうち、損失発生の可能性が高く且つその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑦退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による按分額をそれぞれの発生の翌期より費用処理しております。

⑧役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

原則として、売上高の計上は、工事完成基準及び出荷基準を採用しておりますが、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建予定取引

ヘッジ方針

当社では、海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。為替予約の締結については、稟議決裁を受けた後に行い、以後の契約の実行及び管理は経理部において行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。

ヘッジの有効性の評価の方法

為替予約の締結時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 表示方法の変更

(損益計算書)

前期まで区分掲記して表示しておりました「設備賃貸収入」、「設備賃貸原価」、「設備賃貸総利益」は、当期より開始した太陽光発電による売電事業と合わせて「その他の事業売上高」、「その他の事業売上原価」、「その他の事業総利益」に含めて記載しております。

(7) 追加情報

(厚生年金基金の代行返上)

確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）第46項に基づき、当期に3,095百万円を特別利益に計上しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 特定融資枠契約（コミットメントライン契約）

当社は、資金需要に対する機動性・安全性の確保及び財務リスクの低減を図るため、主要取引金融機関と特定融資枠契約（コミットメントライン契約）を締結しております。

特定融資枠契約の総額	7,000百万円
期末残高	－百万円
差引高	7,000百万円

(2) 保証債務

DKK (THAILAND) CO., LTD. の銀行借入金	12百万円
従業員他の銀行借入金	4百万円

(3) 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	522百万円
短期金銭債務	2,069百万円
長期金銭債権	95百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) その他の事業売上高、その他の事業売上原価、その他の事業総利益は、当社の事業区分のうち設備貸付事業並びに売電事業にかかる売上高、売上原価、売上総利益を、それぞれ示しております。

(2) 関係会社との営業取引高

関係会社に対する売上高	905百万円
関係会社からの仕入高	10,109百万円

(3) 関係会社との営業取引以外の取引高

125百万円

(4) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

1,008百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の数 普通株式 6,772,511株

※自己株式として株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）が保有する当社株式を含めております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		(単位：百万円)
貸倒引当金		8
賞与引当金		129
退職給付引当金		745
役員退職慰労引当金		297
投資有価証券評価損		243
ゴルフ会員権評価損		101
減損損失		72
その他有価証券評価差額金		22
その他		347
繰延税金資産小計		1,967
評価性引当額		△509
繰延税金資産合計		1,457

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△3
特別償却準備金	△174
その他有価証券評価差額金	△362
その他	△8
繰延税金負債合計	△548

繰延税金資産の純額 909

(2) 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、復興特別法人税の課税期間を1年前倒しして終了することになりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異については、法定実効税率が従来の38.01%から、35.64%に変更されております。これにより、従来の法定実効税率を使用した場合に比べ、当期末の繰延税金負債控除後の繰延税金資産が26百万円減少、繰延ヘッジ損益が0百万円増加し、当期の法人税等調整額が26百万円増加（税金費用の増加）しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	高周波工業㈱	所有 直接100%	高周波誘導加熱装置等の製作・加工、高周波熱処理受託加工、電気機械器具等の製作、設備の賃貸、役員の兼任	売 上	2	未収入金	0
				設備賃貸収入	112	立替金	10
				仕 入	5,096	工事未払金	1
				その他営業外収益	3	買掛金	1,021
						未払金	7

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で、決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 549.88円

1株当たり当期純利益 57.00円

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。また、1株当たり純資産額の算定における「期末株式数」、1株当たり当期純利益の算定における「期中平均株式数」は、計算書類において自己株式として処理している株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）が保有する当社株式を控除して算定しております。

損益計算書上の当期純利益	3,681百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	3,681百万円
普通株式の期中平均株式数	64,581,341株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

電気興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 保 範 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木 村 尚 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、電気興業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、電気興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

電気興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 保 範 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 尚 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、電気興業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月13日

電気興業株式会社 監査役会

常勤監査役	森	吉	光	Ⓜ	
常勤監査役(社外監査役)	安	齋	英	明	Ⓜ
監査役	大	西	正	利	Ⓜ
監査役(社外監査役)	小	林	祥	二	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営事項の一つとして位置づけ、堅実な経営を通じて配当を安定的且つ継続して実施することを基本としております。配当につきましては、業績に連動する形で今後の事業展開を勘案しつつ、株主の皆様へ利益還元申し上げております。当期の期末配当につきましては、これを踏まえ事業環境の見通しと資金需要等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

配当総額964,345,725円

(注) 当期の年間配当は、前期に比べ6円増配し1株につき年15円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、既存事業の活性化投資、財務基盤の確保及び将来にわたっての企業体質強化のために必要な原資として有効活用するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

平成25年6月27日開催の第87回定時株主総会において補欠の社外監査役として岩瀬外嗣雄氏を選任した決議の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の社外監査役1名を選任することをお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いわせとしお 岩瀬外嗣雄 (昭和12年12月28日生)	昭和41年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 柏木法律事務所 昭和51年4月 柏木・岩瀬法律事務所 昭和62年9月 岩瀬法律事務所代表弁護士 現在に至る [重要な兼職の状況] 岩瀬法律事務所代表弁護士	3,000株

- (注) 1. 候補者岩瀬外嗣雄氏は、当社と顧問契約を締結する岩瀬法律事務所の代表弁護士であります。
2. 岩瀬外嗣雄氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 岩瀬外嗣雄氏を補欠の社外監査役の候補者とした理由は、同氏が長年弁護士として培われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくためであります。
4. 岩瀬外嗣雄氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断するものであります。
5. 当社は定款第33条の2において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、補欠の社外監査役の候補者である岩瀬外嗣雄氏との間で監査役就任時に、責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外監査役に善意且つ重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。

第3号議案 退任取締役にて退職慰労金贈呈の件

平成25年10月31日付で取締役を退任された萩原梓郎氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の内規、従来の慣例等を勘案し、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任をお願いいたしたいと存じます。

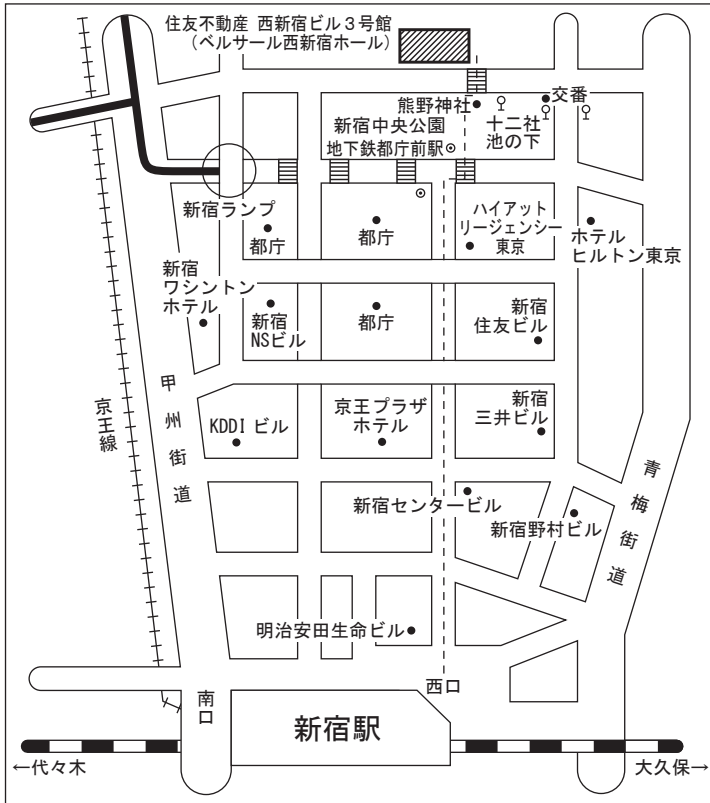
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
萩原梓郎	平成3年8月 当社取締役
	平成4年6月 当社常務取締役
	平成5年4月 当社専務取締役
	平成6年6月 当社代表取締役専務取締役
	平成7年6月 当社代表取締役社長
	平成19年6月 当社代表取締役会長
	平成25年6月 当社代表取締役会長兼社長
	平成25年10月 辞任により当社代表取締役会長兼社長を退任

以上

会場案内図

東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
 住友不動産西新宿ビル3号館1階
 ベルサール西新宿ホール
 電話03-3320-2611



●交通のご案内●

◇JR「新宿駅」西口より

徒歩 15分

タクシー 熊野神社前下車

バス 新宿西口バスターミナル16・17番乗場
 「十二社池の下」下車熊野神社方向2分

◇地下鉄 都営大江戸線「都庁前駅」下車
 A5出口から5分

※当会場には駐車場がございませんので、車でのご来場は
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。